

「大阪市こども計画」の策定等について



大阪市こども計画策定の背景・趣旨

策定の背景

- ▶ 我が国における急速な少子化の進行等をふまえ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法律のもと、市町村は「市町村行動計画」の策定が義務づけられ、大阪市では、「大阪市次世代育成支援行動計画」（前期：平成17～21年度、後期：平成22～26年度）を策定し、こども・子育て支援にかかる施策を推進してきました。
- ▶ 平成24年には子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたことを受け、大阪市では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「市町村行動計画」を一体のものとして「大阪市こども・子育て支援計画」（第1期：平成27～31年度、第2期：令和2～6年度）を策定し、包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育てに関する施策を推進してきました。
- ▶ 令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である「こども基本法」が施行され、同年12月には、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。「こども基本法」第10条においては、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定する努力義務が課せられています。

計画の趣旨（計画策定の根拠となる法律）

- ▶ 本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置付け、大阪市におけるこども施策を総合的に推進するため、こども大綱及び大阪府子ども計画を勘案して策定します。
- ▶ 本計画は、「大阪市こども計画」とし、次の各法令に基づくこどもに関する計画を一体のものとして策定します。
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画
 - ・ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画
 - ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画
 - ・ 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

大阪市子ども計画の計画期間・対象

計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

計画の対象

本計画は、すべての子ども・若者と子育て当事者を対象とし、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進します。

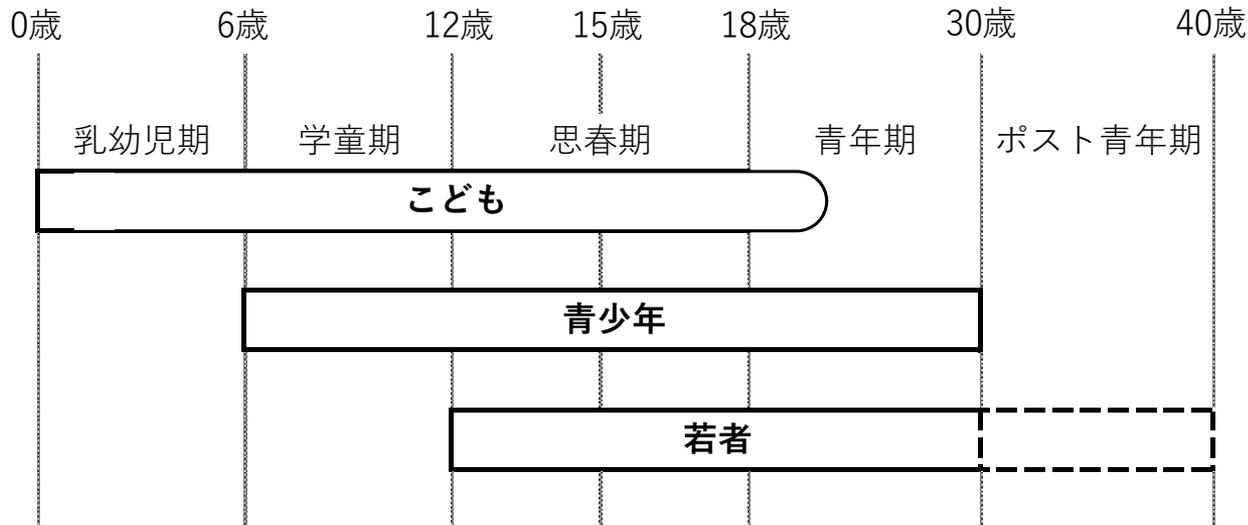
- ▶ 子ども基本法における、「子ども」とは、「心身の発達の過程にある者」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。
- ▶ 子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」として策定する本計画では、上記子ども基本法における「子ども」を計画の範囲としつつ、各施策における用語の定義を次のとおりとする。

《本計画における定義》

子ども：おおむね乳幼児期、学童期及び思春期の者

青少年：学童期から青年期までの者（6歳～おおむね30歳未満）

若者：思春期から青年期の者。事業によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象（12歳～40歳未満）



大阪市子ども計画の位置づけ（関連計画）

◆本計画の位置づけ（関連計画）

本計画は、子ども・若者や子育て支援に関する施策を中心に策定しています。関連する本市の他の計画に掲げる施策や事業については、各計画を尊重し、これらの計画との整合性を図りつつ、子ども・若者や子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置付けています。

本計画及び他の計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、めざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全庁的・分野横断的な視野から効果的に推進します。

基本構想

ひとり親家庭等
自立促進計画
【R7～R11】

社会的養育
推進計画
【R7～R11】

大阪市未来都市
創生総合戦略
【R6～R10】

Re-Designおおさか
～大阪市DX戦略～
【R5～R22】

男女共同参画
基本計画
【R3～R7】

区将来ビジョン

その他関連分野の計画
(読書活動、住宅、
公園、緑化、環境、
スポーツなど)

子ども計画

- 子ども・若者や子育て支援に関する施策を中心に、次の計画を一体のものとして策定
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
 - ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
 - ・ 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画 ※
 - ・ 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ※ 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画については、別途強力に施策を推進する必要があるため、本計画の別冊として「大阪市子どもの貧困対策推進計画(第2期)」を策定
- 関連する他の計画については、整合性を図り、相互に協力・連携

健康増進計画
「すこやか大阪21(第3次)」
【R6～R17】
第4次食育推進計画
【R6～R17】

ひとにやさしい
まちづくり
【H5～】

安全なまちづくり
基本計画
【H14～】

教育振興基本計画
【R4～R7】

生涯学習大阪計画
【R4～R7】

地域福祉基本計画
【R6～R8】

障がい者支援計画
【R6～R11】
第7期障がい福祉計画
【R6～R8】
第3期障がい児福祉計画
【R6～R8】

こども・若者の審議会への参画について

- ◆こども基本法第11条の規定により、自治体において、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされた。
- ◆また、こどもまんなか実行計画において、国が法11条の自治体取組状況を調査し、公表することとされた。

【参考：こども基本法】

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

国・府の審議会の状況

- ◆国においては、こども施策の決定過程において、こども・若者の意見が政策に反映されるよう、各府省庁の各種審議会等のこども・若者委員割合を見える化し、公表予定（こども家庭庁のこども家庭審議会には大学生3名が参画）
- ◆大阪府においては、こども施策にかかる各審議会を統合して、大阪府子ども家庭審議会（児童福祉法上の児童福祉審議会）を設置し、子ども・若者の当事者2名（大学生※18～24歳を対象に公募）が参画

本市の取組

- ◆こども施策について、「思っていること」、「感じていること」などの声を聴くため、「こども・若者の声」を募集（※国事業は「こども若者☆いけんぷらす」）
- ◆寄せられた声に、本市の考えをお答えするなどのフィードバックを実施
- ◆**こども・子育て支援会議に、こども・若者委員が参画※審議会への参画（R6.11.1に1名委嘱、今後増員予定）**



本市のこども・子育て施策を審議するこども・子育て支援会議にくわえて、児童福祉施策を所管する児童福祉審議会にも、こども・若者の意見を反映していくため、当事者であるこども・若者を委員として参画を検討

※大学生、社会的養護経験者や若年層の子育て中の保護者を対象に公募して委嘱